が日本の勞働者の現狀に於ては、團結權確保の問題は何ものよりも重要にして且つ何ものよりも先に解決せねばならぬ問題であるが故に茲に本決議案を提出する所以である。

從來日本政府は國際勞働總會及び其の他の國際的會合に於て常に日本勞働者に團結の自由を與へ決して之れに對し壓迫干渉を加へたることなきは勿論、將來進んで勞働組合を法制的に公認すべき準備を怠らずと聲明しつゝあるが吾人は一つとして此の聲明の實現せられし事實を認める事が出來ない。否却つて治安警察法の如き勞働者の團結を阻止すべき惡法を撤廢せざるのみならず、加ふるに先年「過激社會運動取締法」なるものを立案し、以つて勞働者の社會運動を斷壓せんとしたが、輿論の猛烈なる反對に遭ひ是れを撤回するの止むなきに至つたといふ事實もある。之れ日本政府の勞働政策の如何に苛酷にして横暴なるかを有力に證明するものでなくて何であらう。

今試に右の治安警察法により勞働運動者の處罰されたる數を擧げ

財團法人協調會大阪支所